

資料 1
(第 5 回審議会)

第 6 次焼津市総合計画第 2 期基本計画（案）に対する意見募集結果について

1 意見募集の概要

案件	第 6 次焼津市総合計画第 2 期基本計画（案）
案及び結果の配架場所	・市ホームページ ・情報公開室（市役所本庁舎 1 階） ・政策企画課窓口（市役所本庁舎 4 階） ・市役所大井川庁舎 1 階ロビー ・市内各公民館
意見募集期間	令和 3 年 10 月 4 日（月）から 10 月 29 日（金）
意見提出方法	郵送、ファクス、メールまたは持参

2 意見募集結果

意見提出件数	4 人（5 件）
意見の反映状況	・反映する（一部反映含む） 1 件 ・既に盛り込み済み 2 件 ・今後の参考にするもの 2 件 ・反映できないもの 0 件 ・その他 0 件
結果公表日	令和 3 年 11 月 29 日（月）（予定）

3 問合せ先

担当課	行政経営部 政策企画課 政策企画担当 電話：054-626-2141 ファクス：054-627-9334 Eメール：kikaku@city.yaizu.lg.jp
-----	--

4 提出された意見及び市の考え方

【意見①】

項目	計画全体（将来都市像の実現に向け）
【意見の内容】	
<p>『まちづくりの基本理念』に基づき、「水産文化都市」の実現のために、官民一体となり、市民一人ひとりが参加できる活動を明確に発信することが大切かと思う。</p> <p>①まずは、教育の場で青少年一人ひとりが参加できる活動を具体化できるとよいかと思う。</p> <p>②さらに、自治会単位、企業単位で、自主的に実行できることを募り、税金だけでなく、クラウドファンディング形式で広く資金を集め、地域を越えて全国から焼津を応援したい方に参加してもらってはどうかと思う。</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水産文化都市」構想をベースに焼津の伝統・文化・地域資源に関するテキストを作成し、学生を中心に市民にも学んでもらい、「焼津への郷土愛」と「新しい焼津を創造していく力」を育ていく。 ・「水産文化都市」創造をテーマにしたイベントを定期的実施する。 ・エリアごと（駅前商店街など）の活性化事業アイデアを広く募集する。 ・自治会ごとに、「水産文化都市」実現に向けての「一村一品」のような活動を進める。 ・企業単位で、「水産文化都市」につながる商品開発や事業を提案してもらい、「ふるさと納税」のようなもので資金を募る。（あるいは、法人税免除も考慮する） 	
【市の考え方】	
<p>総合計画の将来都市像の実現のためには、行政の取組に加え、市民・地域（自治会）・企業等の協力及びふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用する人も含めた市外から本市を応援してくれる関係人口の協力が不可欠です。</p> <p>加えて、地域の青少年が教育の場も含め、様々な場面で地域の事業やイベントに参加する機会を提供することで、青少年の郷土愛の醸成を図り、末永く地域の活力とすることも重要です。</p> <p>本計画においては、「6-1 互いに認め合う共創社会の推進」に多様な主体と行政によるまちづくりを推進する体制を構築する旨、また、「施策 6-3 健全で効果的な行政運営」には、ふるさと納税やクラウドファンディングを活用した新たな財源確保に取り組む旨を、各施策の「施策の方針」として記載しています。</p> <p>今後、施策を推進するにあたり、いただいた御意見を参考とさせていただき、将来都市像の実現に向け、市民・事業者・行政が一体となり、地域の活性化を図る取組を推進してまいります。</p>	
反映状況	今後の参考にするもの

【意見②】

項目	施策 2-1 みんなで支える子育て環境の充実 施策 2-2 学校教育の充実
【意見の内容】	
<p>7月12日第2回審議会において副会長が医療ケア児について意見を述べている。これは、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」により保育所・学校の設置者は、保育所・学校に看護師等の医療的ケアの支援をすることが責務となりました。現状、公立保育園・学校に看護師の配置が十分ではなく、保護者の負担や保育士・教諭の負担増となっている。また、看護師がいないことによる教育の制限なども起こりえる。子育てに力を入れるのであれば、文言化し実行力のあるものにすべきではないかと考える。</p> <p>①施策 2-1 みんなで支える子育て環境の充実 現状「特別な支援が必要な園児を預かる教育・保育施設に対する運営支援が求められています」に対する「施策の方針」の記載がない。</p> <p>②施策 2-2 学校教育の充実 課題「配慮を必要とする児童・生徒や家庭に対する支援の充実」に対する「基本事業（主な内容）」に看護師等の配置の記載がない。</p>	
【市の考え方】	
<p>①施策 2-1 みんなで支える子育て環境の充実 「特別な支援が必要な園児を預かる教育・保育施設に対する運営支援」については、施策の方針として掲げた「公立の幼児教育・保育の提供のあり方」の中で、幼稚園・保育園の運営・支援として適切な対応をまいります。 つきましては、「施策の方針」を『<u>幼児教育・保育の質の確保・向上を図るとともに、個々の園児の状況に応じた適切な対応をしていきます。さらに、少子化の進行を踏まえ、「公立幼稚園のあり方」を「公立の幼児教育・保育の提供のあり方」として改訂・検討を行います。</u>』に修正（下線部追記）します。</p>	

②施策 2-2 学校教育の充実

現在、焼津市では、「配慮を要する児童・生徒及び家庭の支援の充実」として、市内小中学校に在籍する児童・生徒に対して、障害等を有している一人一人の状況に応じて支援員を配置することで、障害等を有している児童・生徒が安心して学校生活や学習活動を行うことができるように事業を進めております。

また、医療的ケアを必要とする児童・生徒についても、各校の養護教諭及び担任等が中心となって、保護者や主治医と連携をとり、必要な対応を行っております。

今後も、配慮が必要となる医療的ケア児の対応については、保護者及び主治医等と連携を図り、個々の状況に応じた医療的ケアが実施できるよう人員配置を行います。

つきましては、「基本事業」の「主な内容」に、「看護師等の配置」を追記し、全ての児童・生徒が安全・安心な学校生活が送れるよう配慮を進めてまいります。

反映状況	(2-1、2-2 ともに) 反映する
------	--------------------

【意見③】

項目	施策 2-2 学校教育の充実
【意見の内容】	
<p>【子どもの学ぶ権利を守る施策を】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「誰もが活躍できる地域づくりの推進」「一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、それぞれの能力を発揮でき、生きがいを感じることができる社会」「多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、～と行政が補完し合いながら誰もが住み良いまちづくりを推進する必要」(P11)とあります。 ・子どもの教育についてはSDGs 4「質の高い教育をみんなに」もあげられています。 ・文科省の「普通教育機会確保法」には多様な学び場を保障することが明記されています。「学校教育の充実」(P29)ではなく「多様な学び場の保障」「学ぶ権利の保障」といった表現に変えていく必要があるのではないのでしょうか。また目指す姿や成果指標も教室に来ていない子どもたちは対象外のように思えます。 ・学校に行けない、行かないことを選んだ子どもたち、登校しぶりや教室以外の場所に登校している子どもたちの学ぶ権利を守る義務が社会にはあると思いますが、現在の案では「関係機関が緊密に連携」し、新設された家庭・子ども支援課が家庭訪問支援をするとあります。これ自体は大変重要なことだと思いますが、現実にそれらの子どもたちの学ぶ権利や多様な学び場を保障する施策はありません。幸いにも市内にはオルタナティブスクールがありますが、運営側も家庭側も経済的な支援が急務です。 ・まずは市民にこの現状を広報し、市民・地域・支援団体・関係機関が集まって課題を明らかにし、それぞれが今できることをどのように役割分担をしていくか協議する場を作ることを施策の中に入れることが必要だと思います。 	
【市の考え方】	
<p>本市では、家庭教育に関する保護者の不安解消と、子どもにとって望ましい家庭環境の推進に向け、令和2年度に教育委員会事務局学校教育課に「家庭・子ども支援室」を設置し、令和3年度に「家庭・子ども支援課」として昇格させ、学校現場と家庭との連携の強化等を図り、教育環境の更なる充実を進めています。</p> <p>本計画においては、「2-2 学校教育の充実」の対象を、「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、配慮を要する児童・生徒を含めたすべての市内小・中学校の児童・生徒とし、「現状と課題」、「施策の方針」、「基本事業」、「役割分担」それぞれにおいて配慮を要する児童・生徒に係る支援の重要性を認識しております。</p> <p>配慮を要する児童・生徒に関する具体的な支援については、「施策の方針」に基づく事務事業として、今後検討するものと考えております。</p>	
反映状況	既に盛り込み済み

【意見④】

項目	施策 2-2 学校教育の充実
【意見の内容】	
<p>【人口減少対策として具体的な施策を】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人口減少に歯止めをかけるべく、子育て世代への支援策の充実や移住・定住の更なる促進」（P10）、「子どもが心豊かに育ち、学び、生き生きと生活できるまちづくり」（P15）とある。 ・コロナ禍の中、子育て世代が移住を考える事例が増えている。リモートワークやテレビ会議が普及し、都会に敢えて住む必要がないと感じ地方都市への移住に関心が高まっている。SDGsへの意識も高く、都会にはない自然と近い暮らしを求めている層である。5年連続「住みたい田舎ランキング」首都圏エリア（宝島社）NO.1 となった千葉県いすみ市の場合はオーガニック給食を実施することにより食の安全や気候変動に危機感を持つ子育て世代や有機農業への参入を考える若者などから移住先として選ばれている。 ・数ある地方都市の中から焼津市が選ばれるには、（現在の、未来の）子育て世代に向けた具体的な施策を挙げる必要があると思う。焼津市は東京近隣の生活圏と離れすぎず、安価で手が届きやすい土地や物件もある。海、里山、田園など自然にも恵まれた地方都市の一つである。オーガニック給食の実施は市内の子育て世代や移住希望者（特に子育て世代）への施策にとどまらず、SDGsの観点とも合致した安定した農業経営にもつながると考える。 	
【市の考え方】	
<p>本市においては、1日約12,000食の学校給食を180日以上提供しており、給食センターでは、様々な業種が連携し、安心・安全な食材の安定的な供給を受けられる体制を確保しています。さらに、焼津市の地場産物活用の推進により地産地消を図りつつ、温かく、おいしい給食を安価にて提供しております。</p> <p>オーガニック給食の提供については、食材の安定的な調達やコスト面などの様々な課題を克服していく必要があります。</p> <p>今後も地域の魅力発信の一つの手法として、焼津ならではのおいしく、栄養バランスの取れた給食の提供に取り組むとともに、児童・生徒が食の大切さを学ぶ機会を設けてまいります。</p>	
反映状況	今後の参考にするもの

【意見⑤】

項目	施策 5-2 暮らしを守り支える社会基盤の充実
【意見の内容】	
<p>【大井川東小学校通学路歩行者（学童）用信号機等設置】</p> <p>千葉県八街市内で本年6月に下校中の小学生5人がトラックにはねられ死傷する事故が発生しました。私も時間に余裕のある時には下校時の小学生の見守り隊の一員として学童を交通事故から守るボランティアを行っています。つきましては、下記の交差点については、県道島田大井川線の横断場所にもかかわらず一般化している歩行者用押しボタン式の信号機及び歩道とガードレールを設置するスペースが確保されていませんので、本第2期基本計画の中においてスペースを確保して同時に上記の信号機等を設置する様にお願い致します。具体的な場所は大井川図書館南側に隣接して東方向（東小側）に延びて、同上県道に合流する道路のT路地であって飲食店の北側です。同場所は朝の登校時には父兄が交代で見守りを行っていますが、問題の下校時は父兄も無人ですので八街市と同様に大きな交通事故になる要因を多く含んでいます。よって、添付図等を参考にして、県ともご検討の上改善の実施をお願い申し上げます。尚、実施方法としては別紙図により3案を用意しましたのでA案を優先としますが用地買収等で地権者の同意が得られない場合は横断場所を変更してB案、C案もご検討下さい。B案は用地買収が不要です。C案は狭い県道の拡幅も同時に行います。</p> <p>添付書類 宗高第4町内会～大井川東小通学路改善方法素案（2ページ）…1部</p>	
【市の考え方】	
<p>本計画においては、「施策 5-2 暮らしを守り支える社会基盤の充実」に「通学路などにおいては歩行者や自転車の安全な通行空間の整備とともに、適切な維持管理により交通事故防止に取り組みます。」と「施策の方針」に記載しており、通学路等の状況に応じて、歩行帯及び自転車走行空間等の整備や維持管理を行い、交通事故の起きにくい環境整備に取り組んでいきます。</p> <p>なお、道路整備については、地元や関係者からの御要望をいただいた上で、対応させていただいております。</p> <p>※御提出のあった添付資料は、地図上にA～C案の概要を記載していただきましたが、地図には個人の情報に関わる記載があるため、非掲載とさせていただきます。</p>	
反映状況	既に盛り込み済み